

毒物劇物を 取り扱う方へ



毒物・劇物とは

日常流通する社会的に有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生する恐れの高い物質を、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）で、毒物または劇物に指定しています。

毒物：無機シアン化合物、砒素、アジ化ナトリウムなど（法別表第一）

劇物：塩酸、硫酸、水酸化ナトリウム、メタノールなど（法別表第二）

特定毒物：四アルキル鉛、モノフルオール酢酸など（法別表第三）

（注）「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」で規定する毒薬、劇薬とは別のものです。

毒物劇物業務上取扱者とは

毒物劇物営業者（製造業者、輸入業者、販売業者）以外で、業務上毒物劇物を取り扱う全ての方をいいます。業務上取扱者は以下の２種類に分類され、**法の一部が課せられます**。

届出を要する業務上取扱者 ※30日以内に届出・責任者の設置が必要。（法第22条第1項、令第41・42条）		届出不要業務上取扱者 （法第22条第5項）
電気めっき業者 金属熱処理業者	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用	左記以外の、業務上毒物劇物を取り扱う全ての者
しろあり防除業者	砒素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤を使用	
運送業者	右記の毒物劇物を最大積載量 5,000kg 以上の大型自動車で、下記のとおり運送する場合 ① 自動車に固定された容器を用いて運送 ② 内積量が 1,000L（四アルキル鉛は 200L）以上の容器を積載して運送	・四アルキル鉛を含有する製剤 ・弗化水素及びこれを含有する製剤 ・無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの ・過酸化水素及びこれを含有する製剤（過酸化水素 6%以下を含有するものを除く） ・下記の原体及びこれを含有する製剤で液体状のもの ①ホルムアルデヒド（＞1%） ②水酸化カリウム・水酸化ナトリウム（＞5%） ③アンモニア・塩化水素・硝酸・硫酸（＞10%） ・下記の原体 ①黄燐、②アクリロニトリル、③アクロレイン、 ④塩素、⑤クロルスルホン酸、⑥クロルピクリン、 ⑦クロルメチル、⑧硅弗化水素酸、⑨臭素 ⑩ジメチル硫酸、⑪ニトロベンゼン、⑫発煙硫酸

名古屋市

使用・保管

盗難・紛失防止

- ① 貯蔵場所は、他の物と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、かぎのかかる丈夫な保管設備（保管庫）を使用すること。
- ② 貯蔵場所は、目の行き届いた場所とすること。（他の者が容易に近づけない場所）
- ③ 盗難等防止のため、「**毒物劇物管理簿（受払簿）**」を付け、日常的に使用量、残量を確認すること。
- ④ 毒物劇物の保管設備（保管庫）のかぎの管理は以下によること。
 - ・ かぎの管理者を選任すること。
 - ・ かぎの管理者の不在時に備え、あらかじめ代理者を選任しておくこと。
 - ・ **かぎの管理簿**を備えること。
 - ・ 毒物劇物を取り扱う必要のない従業員や部外者がかぎを入手及び使用できないようにし、かぎの管理者又は代理者が不在時においても、同様に管理すること。
- ⑤ 盗難等防止のため、以下の具体的な手続を定めた盗難等防止規定を作成し、運用すること。
 - ・ 毒物劇物の保管設備（保管庫）の保守点検及びかぎの管理方法
 - ・ 毒物劇物の販売量の管理や在庫量の点検方法
 - ・ 盗難及び紛失発生時の警察署、保健所への届出等についての具体的な手続



◆ 法第 11 条第 1 項（抜粋）

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

- ◇ 毒物及び劇物の保管管理について（S52. 3. 26 薬発第 313 号）
- ◇ 毒物劇物監視指導指針の制定について（H11. 8. 27 医薬発第 1036 号）
- ◇ 毒物及び劇物の盗難又は紛失防止に係る留意事項について（H30. 7. 24 薬生薬審発 0724 第 1 号）

流出・漏えい等の防止

- ① 貯蔵・作業場所の床面は、毒物劇物が床にしみ込まない構造とすること。
- ② 必要に応じて保管設備（保管庫）の転倒や毒物劇物の転倒・落下防止措置を講ずること。
- ③ タンクで固体以外の毒物劇物を貯蔵する場合は、「タンクの構造設備基準※」を遵守すること。



◆ 法第 11 条第 2 項（抜粋）

毒物若しくは劇物又は**毒物若しくは劇物を含有する物であって政令で定めるもの**がその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

令第 38 条第 1 項

- ・ 無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状のもの（シアン含有量が 1mg/L 以下のものを除く）
- ・ 塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムを含有する液体状のもの（水で 10 倍に希釈した場合に pH2～12 のものを除く）

◆ 法第 16 条第 1 項（抜粋）

現在、政令で定められた基準はなく、暫定的に通知の基準が適用
政令で毒物又は劇物の運搬、貯蔵その他の取扱について、技術上の基準を定めることができる。

- ◇ 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準について（その 1～その 3） ※タンクの構造設備基準
- ◇ 毒物及び劇物の貯蔵に関する構造設備等基準の運用等について

飲食物容器の使用禁止

誤飲防止のため、ペットボトルなどの飲食物に通常使用される容器に移し替えないこと。

◆ 法第 11 条第 4 項（抜粋）

毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。 ※厚生労働省令で定める劇物＝すべての劇物（則第 11 の 4 条）

表 示

- ① 容器及び被包に、次の表示がなされていること。購入後に小分け等する場合は、同様の表示を行うこと。事故防止の観点から、名称、成分、濃度も表示すること。

毒物の場合 …「医薬用外」の文字 及び **毒 物** (赤地に白文字)

劇物の場合 …「医薬用外」の文字 及び **劇 物** (白地に赤文字)



- ② 貯蔵場所に、毒物は「医薬用外毒物」、劇物は「医薬用外劇物」の文字を表示すること。

◆ 法第 12 条第 1 項 (抜粋)

毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。

◆ 法第 12 条第 3 項 (抜粋)

毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

危害防止規定の作成

毒物劇物の管理・責任体制を明確にし、危害防止対策を徹底するため、以下の事項を記載した**危害防止規定**を作成すること。なお、盗難等防止規定を含めた文書として作成してもかまいません。

- ① 職務・組織に関する事項
- ② 貯蔵・取扱いに係る作業方法
- ③ 貯蔵・取扱いに係る設備等の点検方法
- ④ 貯蔵・取扱いに係る設備等の整備・補修に関する事項
- ⑤ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項
- ⑥ 従業員の教育・訓練に関する事項



◇ 毒物劇物危害防止規定について (S50. 11. 6 薬安第 80 号・薬監第 134 号)

廃 棄

- ① 中和、加水分解、酸化、還元、希釈等により**毒物劇物でないもの**にしてから廃棄すること。
自己処理ができない場合は、産業廃棄物処理業者へ委託すること。

◆ 法第 15 条の 2 (抜粋)

毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

令第 40 条

- ・中和等の方法により、毒物劇物及び令第 38 条第 1 項に定める物のいずれにも該当しない物とすること。
- ・ガス体又は揮発性の物は、保健衛生上の危害を生ずる恐れがない場所で、少量ずつ放出、又は揮発させること。
- ・可燃性の物は、保健衛生上の危害を生ずる恐れがない場所で、少量ずつ燃焼させること。

◇ 毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について (その 1～その 10)



- ② その他関係法令（水質汚濁防止法、大気汚染防止法、下水道法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等）の基準にも適合するか確認すること。
- ③ 不必要な毒物劇物が出ないように、必要量以上の購入はしないこと。
- ④ 不必要な毒物劇物は速やかに適正に廃棄すること。

運 搬

- ① 盗難・紛失及び流出・漏えい等を防止するために必要な措置を講ずること。
- ② 事故時に備えるため、運搬車両にイエロー・カードを備えること。
- ③ 毒物劇物の運搬容器の基準に適合していること。
- ④ その他、運搬する毒物劇物の種類や量により異なる規制があるため、確認すること。



◆ 法第 16 条第 1 項、令第 40 条の 2～7、則第 13 条の 2～6

◇ 毒物及び劇物の運搬容器に関する基準について (その 1～その 4)

事故発生時の措置

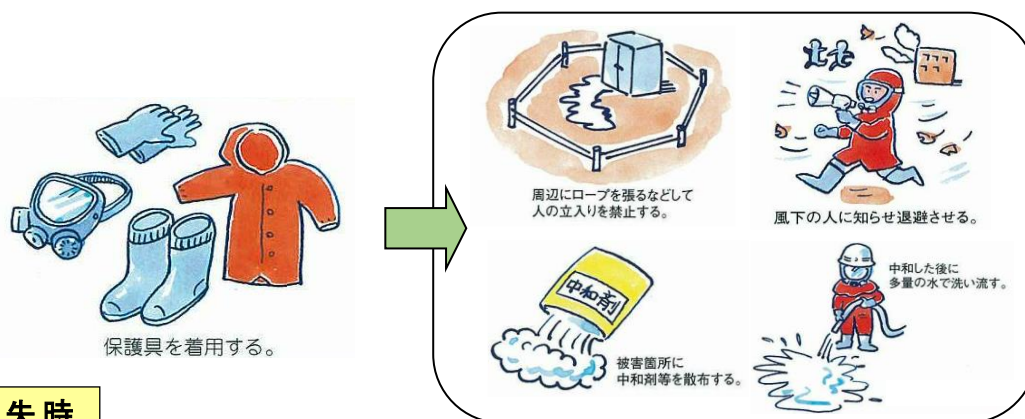
飛散・漏えい・流出等時

- ① 飛散・流出等の事故が発生した場合は、**直ちに**保健所、警察署又は消防機関に届け出ること。
- ② 保健衛生上の危害を防止するため、危害防止規定に基づく、適切な応急措置を講じること。
- ③ 飛散・流出等の事故が発生した場合は、必要に応じて危害防止規定を見直すこと。

◆ 法第 17 条第 1 項

毒物若しくは劇物又は第 11 条第 2 項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

◇ 毒物及び劇物の運搬事故時における応急措置に関する基準（その 1～その 9）



盗難・紛失時

- ① 盗難にあい、又は紛失した場合は、**直ちに**警察署に届け出るとともに保健所に報告すること。
- ② 盗難にあい、又は紛失した場合には、必要に応じて盗難等防止規定を見直すこと。

◆ 法第 17 条第 2 項

毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。



購入時の注意事項

- ① はじめて購入する際は、その毒物劇物の性状及び取扱いに関する情報（安全データシート：SDS）の提供を受け、適切な管理を行うこと。
- ② 毒物劇物を購入する際は譲受書【名称、数量、年月日、譲受人の氏名・職業・住所（法人の場合は名称・主たる事務所の所在地）を記載し、**押印又は署名**した書面】を販売業者に提出すること。

（様式例）

毒 物 劇 物 譲 受 書		
毒 物 又 は 劇 物	名 称	
	数 量	
販 売 又 は 授 与 の 年 月 日		
譲 受 人 （ 法 人 の 場 合 は 、 名 称 及 び 事 務 所 の 所 在 地 ）	氏 名	
	職 業	
	住 所	
備 考		

押印又は署名
を忘れないよう
にしてください

問い合わせ先

名古屋市保健所環境業務課

TEL：972-2651

FAX：972-4153